

熊刑企第439号
平成29年6月19日

「刑事選考及び任用要綱」の制定について（通達）

刑事の選考及び任用については、「刑事選考及び任用要綱の制定について（通達）」（平成元年11月20日付け熊捜一第6055号）に基づき実施しているところであるが、より適正な刑事の選考及び任用、事務の合理化等を図るため、新たに別添「刑事選考及び任用要綱」を制定し、本日から実施することとしたので、運用に誤りのないようになされたい。

なお、前記通達は廃止する。

別添

刑事選考及び任用要綱

第1 目的

この要綱は、新たに捜査に専従する巡査部長及び巡査の階級にある警察官の選考、教養、任用等に関し必要な事項を定め、刑事の選考及び任用の適正並びに刑事の資質の向上を図ることにより、事件に強い警察を確立することを目的とする。

第2 刑事適格候補者の推薦

所属長は、所属の警察官の中から刑事に任用することが適当と認める者を刑事適格者選考基準（別表）に基づき選考し、刑事適格候補者推薦書（別記様式第1号）により警察本部刑事部長（以下「刑事部長」という。）に推薦するものとする。

第3 刑事適格者の選考

刑事部長は、第2により所属長から推薦された者の中から刑事適格者を選考し、その結果を推薦した所属長に通知するものとする。

第4 任用時教養

警察本部長は、刑事適格者に対し、別に定める刑事任用時教養基準に基づき刑事として必要な基礎的知識・技術を習得させるための教養（以下「任用時教養」という。）を行うものとする。

第5 刑事任用候補者名簿への登載等

- 1 刑事部長は、任用時教養修了者について、任用時教養期間中における成績、素行等を総合的に検討し、刑事任用候補者を決定して刑事任用候補者名簿（別記様式第2号。以下「名簿」という。）に登載するとともに、その結果を当該名簿により刑事任用候補者の所属長、警察本部警務課長その他関係所属長に通知するものとする。
- 2 所属長は、1による通知を受けた場合は、名簿に登載された者の人事記録とともに当該名簿を保管するものとする。
- 3 刑事任用候補者の名簿登載の期間は、原則として3年とする。

第6 刑事への任用

所属長は、所属の警察官を新たに刑事に任用する場合は、原則として名簿に登載されている者（以下「登載者」という。）の中から任用するものとする。

第7 任用の特例

所属長は、所属に登載者がいない場合は、刑事部長と協議の上、登載者以外の者を刑事に任用することができる。

なお、この場合にあつては、任用後速やかに任用時教養を受講させなければならない。

第8 名簿からの削除

- 1 所属長は、所属の登載者について、刑事に任用することが不相当と認める理由が生

じたときは、刑事部長にその旨を報告するものとする。

- 2 刑事部長は、1の報告に係る登載者について刑事に任用することが不相当と認めたときは、その者を名簿から削除するとともに、刑事任用候補者名簿削除通知書（別記様式第3号）により報告した所属長に通知するものとする。

第9 その他

所属長は、登載者を刑事部門以外の部門に任用した場合は、刑事部長に報告しなければならない。

※ 別表・別記様式（略）